資料３

令和８年度第１回青森県障がい者自立支援協議会　医療的ケア児支援体制検討部会

青森県医療的ケア児の通学支援事業

－令和８年度の取組状況について－

青森県教育庁　学校教育課　特別支援教育推進室

本日お伝えすること

1. 事業の背景・目的
2. 事業の概要
3. 実施体制・費用分担
4. Ｒ７年度の実績と成果
5. Ｒ８年度の実施状況
6. 関係機関との連携について
7. お問合せ

1　事業の背景・目的

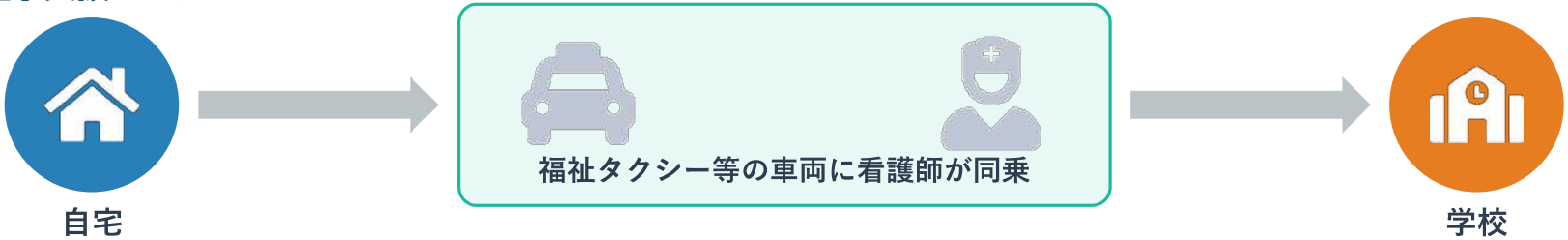
根拠：医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和３年）

- 医療的ケアを必要とする児童生徒は、既存のスクールバス等を利用できず、保護者が常時のケアを行いながら送迎を担っているのが現状です。
- 看護師が同乗する送迎の仕組みを整備することで、医療的ケア児の自立を促進し、保護者の負担軽減と、卒業後を見据えた持続可能な支援体制の構築を目指します。

課題	医療的ケアにより既存の通学手段（スクールバス等）が利用できず、保護者が送迎を担う現状
対応	看護師が同乗する送迎の仕組みを整備し、医療的ケア児の自立した通学を支援
効果	保護者の負担を軽減するとともに、卒業後も見据えた持続可能な支援へつなげる

2　事業の概要

通学支援のイメージ



1. 県教育委員会が訪問看護等事業者に業務を委託して実施

2. 対象：県立特別支援学校在籍で、通年医療的ケア（喀痰吸引・人工呼吸器管理等）を必要とし、既存の通学手段確保が困難な児童生徒

3. 利用者負担：原則無料（主治医の指示書作成費等は保護者負担）

3　実施体制・費用分担

車両（福祉タクシー等事業者）

- 道路運送法に基づく許可事業者
- 契約：保護者 ⇔ 事業者
- 財源：就学奨励費

看護（訪問看護等事業者）

- 県教委が委託契約を締結
- 看護師が車両に同乗し医療的ケアを実施
- 財源：県事業費（国庫補助活用）

車両の旅客運賃は、保護者が事業者へお支払いいただいた上で、就学奨励費として全額を償還します。

４　Ｒ７年度の実績と成果

実績

- 5 圏域
- 6 名実施
- 11 協力事業者

アンケート結果（肯定回答率）

- 保護者の安心感　100%
- 本人の登校意欲　100%

「送迎の時間を家事・就労にあてられた」等の声がある一方、事務手続の負担軽減や役割分担の明確化が課題

※　出典：令和８年２月～３月実施「通学支援事業アンケート調査」

５　Ｒ８年度の実施状況

実施期間：令和８年10月～令和９年１月（全16回）

試行的実施の対象を全数に拡充し、検証を継続中

引き続き、どの地域でも安全・円滑に運用できる体制づくりに取り組む

令和６年度からの３年間で、ニーズ調査・試行的実施を経て、持続可能な支援体制の構築を目指しています。

6　関係機関との連携について



市町村障がい福祉担当・医ケア児等コーディネーター

相談窓口としての
橋渡し



訪問看護等事業者

看護師同乗による
医療的ケアの実施



福祉タクシー等事業者

車両運行による
事業への御協力



県看護協会・県訪問看護等連絡協議会・県社会福祉協議会・県タクシー協会等

人材・情報面での
御協力

これらの皆様との連携があってこそ、この事業は成り立っています。

7　お問合せ



青森県教育庁　学校教育課　特別支援教育推進室

TEL：０１７－７３４－９８８２

E-mail：tokubetsushien@pref.aomori.lg.jp

事業の詳細は上記までお問合せください。